

恒久的な自転車等駐車場の確保について

答 申

平成29年12月26日
東久留米市自転車等放置防止対策審議会

恒久的な自転車等駐車場の確保について（答申）

1. はじめに

東久留米市における市営自転車等駐車場は、駅西側に5箇所、駅東側に1箇所の計6箇所が確保されているが、いずれの駐車場も賃貸借契約により民有地を借り上げ、ほとんどが1年契約により用地を確保し運営している状況である。

これらの市営自転車等駐車場は、土地所有者からの土地の返還が求められた際には返還せざるを得ず、特に近年では、賃貸借契約の更新に至らないケースが相次いでおり代替となる自転車等駐車場用地の確保が難しい状況にある。加えて、例年、駐車容量を上回る応募があるため、必ずしも安定的な供給が図られているとは言えない状況にある。

東久留米市第4次長期総合計画後期基本計画や東久留米市都市計画マスタープラン等のまちづくりの基本的な方針において、不足が懸念される自転車等駐車場の運営については、民間活力の活用も含め検討を行い、自転車等駐車場の安定的な供給を図るため、新たに恒久的な施設の確保に努めることが求められている。

一方、駅周辺の道路等の公共の場における放置自転車等について、昨年度に報告された「東久留米駅周辺自転車等駐車場整備調査検討報告書」では、近年、減少傾向にあるものの放置自転車対策は依然として必要な状況にあることを示している。

このような状況を踏まえ、当審議会では、東久留米市長より諮問を受けた「恒久的な自転車等駐車場の確保」に向けて、東久留米駅周辺の土地利用状況、自転車等駐車場の整備目標台数、現地視察による他市における自転車等駐車場の施設立地状況及び利用実態を把握し、近年の自転車を取り巻く環境を考慮した上で、施設整備に係る都市計画等の条件を基に、土地所有者の土地利用意向、自転車等駐車場施設整備のシミュレーション結果、自転車等駐車場整備に係る手法等を参考に慎重に審議を行った。以下、次のとおり答申する。

2. 恒久的な自転車等駐車場の整備候補地について

(1) 自転車等駐車場整備候補地の考え方

東久留米駅周辺地域は、鉄道により東西に分かれており、また、駅前広場を起点として幹線道路がそれぞれ整備されている状況にある。利用者の観点からすれば、鉄道又は幹線道路を横断せずに施設を利用できる動線上に施設があることが望まれ、加えて、放置防止対策の観点や利便性などを考慮し、可能な限り駅に近い位置の施設立地が望まれるものと思料されることから、候補地選定に当たっては、駅を中心とした概ね半径約300m程度の圏内とすることが望ましいとした。

(2) 自転車等駐車場整備候補地の抽出

整備候補地については、東西の駅前広場を含め、土地所有者の意向、整備目標台数の確保、建物に係る都市計画等の条件等を勘案し前述の候補地選定の範囲から低未利用地等を中心に駅西側で8箇所、駅東側で11箇所の計19箇所を抽出した。

(3) 自転車等駐車場整備候補地の選定

自転車等駐車場整備候補地の選定については、前述で抽出した整備候補地から下記の5項目に着目し、審議を行った。

- ・ 駅西側、東側にそれぞれ用地を確保し整備することが可能か。
- ・ 土地取得の可能性がある土地であるか。
- ・ 整備目標台数を確保することが可能か。
- ・ 施設整備に係る都市計画等の条件に適合しているか。
- ・ 施設利用者の利便性（駅までの距離、動線等）が確保されているか。

これらの項目について審議した結果、土地取得の可能性、整備目標台数の確保や都市計画等の条件に適合する土地を自転車等駐車場整備候補地として、駅西側に2箇所、駅東側に2箇所の計4箇所を選定した。

< 駅西側の候補地 >

箇所数：2箇所

敷地面積：約1,370㎡（合計）

駅までの直線距離：約100m～150m

用途地域：近隣商業地域、商業地域

< 駅東側の候補地 >

箇所数：2箇所

敷地面積：約980㎡（合計）

駅までの直線距離：約130m～200m

用途地域：第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、
第2種中高層住居専用地域、商業地域

※上記4箇所の選定候補地の詳細については、いずれの土地も民有地であることから、個人情報等に十分な配慮をし、今後の自転車等駐車場の整備に向けた一連の手続等を進める中で、適切な段階で示すことが望ましい。

なお、選定した候補地については、円滑に土地を取得できるよう努めること。

東西の駅前広場（地下）の活用については、既に駅前広場等の整備が土地区画整理事業等により完了していることから、東京都の踏切対策基本方針による鉄道立体化を見据えながら駅を中心とした市街地の再整備といった一体的な事業の中での検討事項であると思料される。また、駅前広場（地下）整備といった大規模な施設整備は、地下水対策等の環境面、道路交通への影響、多額な施設整備費が想定されることから、選定の対象外とした。

3. 自転車等駐車場の構造について

(1) 自転車等駐車場の候補地における構造の検討

施設の構造に当たっては、駅西側、駅東側それぞれにおいて整備候補地として選定した対象地において、どの程度の規模の施設の立地が可能となるかを立体自走式、地上機械式、

地下機械式といった3つの施設形式によるシミュレーションを行い、下記の3項目に着目しながら、慎重に審議を行った。

- ・ 駅西側、駅東側それぞれにおいて、整備候補地の敷地・施設内に通常の自転車、電動アシスト機能付き自転車等の特殊自転車及び原動機付自転車の収容が可能か。
- ・ 都市計画法及び建築基準法上の規定による建築物の高さ制限などにより整備目標台数を確保することが可能か。
- ・ 立体自走式、地上機械式、地下機械式の施設整備に係る費用対効果はどうか。

これらの項目を審議した結果、用地面積や建築規模の関係から駅西側に2箇所、駅東側2箇所のすべての整備候補地において立体自走式自転車等駐車場を整備することにより、通常の自転車、特殊自転車及び原動機付自転車すべて整備目標台数の確保が可能となる結果となった。

立体自走式による恒久的な自転車等駐車場の確保

| | | 駅西側（2箇所） | 駅東側（2箇所） |
|--------------|-------------|-----------|--------------|
| 構造 | | 地下1層＋地上3層 | 地下1層＋地上2層＋屋上 |
| 整備 台数 | 自転車 | 約1,740台 | 約1,430台 |
| | 原動機付 自転車 | 約140台 | 約120台 |
| 施設整備等 概算費 | | 約11億円 | 約8.4億円 |
| 敷地面積 | | 約1,370㎡ | 約980㎡ |

※整備台数、施設整備等概算費及び敷地面積は合計値

<参考1>

平成28年度東久留米駅周辺自転車等駐車場整備調査検討報告書における整備目標台数、敷地面積（イメージ）を参考に示す。

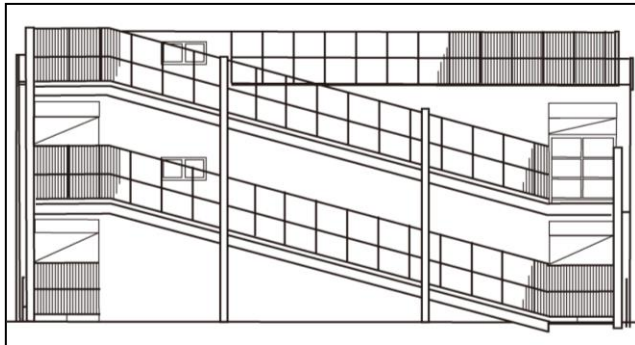
整備目標台数・敷地面積

| 整備目標台数 | 車種 | 駅西側 | 駅東側 | 計 |
|--------|-------------|---------|---------|---------|
| | 自転車 | 1,716台 | 1,430台 | 3,146台 |
| | 原動機付 自転車 | 130台 | 117台 | 247台 |
| 敷地面積 | | 約1,350㎡ | 約1,000㎡ | 約2,350㎡ |

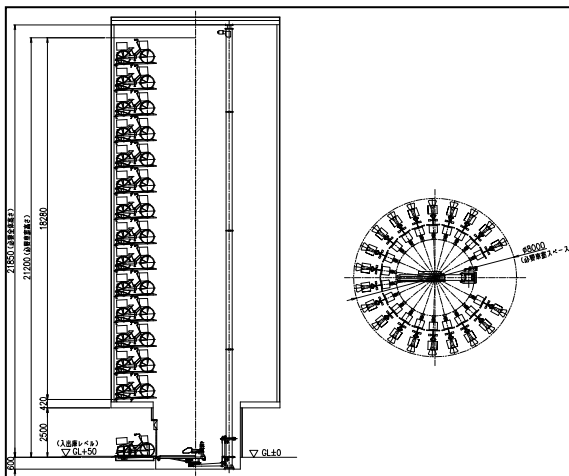
<参考2>

自転車等駐車場の候補地における立体自走式、地上機械式、地下機械式の施設整備等概算費及び平成28年度東久留米駅周辺自転車等駐車場整備調査検討報告書における上記3施設のイメージを参考に示す。

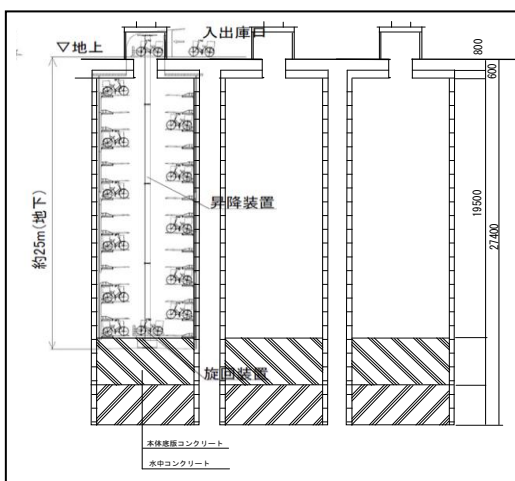
立体自走式（施設整備等概算費 駅西側：約1.1億円、駅東側：約8.4億円）



地上機械式（施設整備等概算費 駅西側：約24.4億円、駅東側：約17.5億円）



地下機械式（施設整備等概算費 駅西側：約36.7億円、駅東側：約15.6億円）



(2) 施設整備に当たっての留意事項

施設整備に当たっては、以下の4点について留意することとし、自転車等駐車場施設利用者及びその周辺地に配慮した施設とすることが望ましい。

- ・安全・快適に利用できるよう、市条例を遵守し施設内外及び周辺に対する防犯カメラ等の防犯設備の導入。
- ・利用者の利便性を考慮した移動用ベルトコンベア等の導入。
- ・太陽光発電といった環境面に配慮した設備の導入。
- ・駐車スペースの構造は、平置きとすることを基本とするが、やむを得ない事情がある場合は、最小限のラック等の機器の導入。

4. 自転車等駐車場整備に係る事業手法について

自転車等駐車場の整備における事業手法には、従来からの市が自ら施設を整備する手法（公設公営）のほか、民間活力を導入する手法（公設民営又は民設民営）等がある。施設整備に当たっては、東久留米市都市計画マスタープラン等のまちづくりの基本的な方針に基づき、自転車等駐車場を都市施設として位置付けることを基本として、市の財政状況を見据え、民間事業者参入の可能性等を考慮し、より良い事業手法を導入することを望む。

5. おわりに

本審議会は、計5回の短期間であったが、東久留米市における安全で住みよい生活環境の維持向上を図り、とりわけ適正な自転車等駐車場の利用及び安全で快適な自転車利用環境を創出するため、各委員から提案された意見を整理し、利用者としての視点と委員としての客観的な視点から慎重に審議を重ね、ここに答申として取りまとめた。

今後は、本答申に基づき恒久的な自転車等駐車場の確保により、自転車等の安全かつ快適で安定的な利用環境が創出されることを願うとともに、駅周辺における放置自転車等対策の推進により道路交通環境が更に向上し、生活の快適性を支えるまちづくりが進められることを期待する。

平成29年度 第10期東久留米市自転車等放置防止対策審議会経過

| 開催回数 | 開催日 | 主な議題 |
|------|----------------|--|
| 第1回 | 平成29年7月28日(金) | <ul style="list-style-type: none"> ・委員委嘱 ・諮問 |
| 第2回 | 平成29年8月23日(水) | <ul style="list-style-type: none"> ・他市自転車等駐車場現地視察 |
| 第3回 | 平成29年9月27日(水) | <ul style="list-style-type: none"> ・恒久的な自転車等駐車場の確保について |
| 第4回 | 平成29年11月9日(木) | <ul style="list-style-type: none"> ・委員委嘱 ・恒久的な自転車等駐車場の確保について |
| 第5回 | 平成29年12月14日(木) | <ul style="list-style-type: none"> ・恒久的な自転車等駐車場の確保についての答申(案)について |

第10期東久留米市自転車等放置防止対策審議会委員名簿

| 氏名 | 選出区分(※1) | 備考 |
|--|-----------|--------------------------|
| ◎ ^{オオノ} 大野 ^{キシオ} 貴志夫 | 学識経験者 | 税理士 |
| ^{サノ} 佐野 ^{フミヒコ} 文彦 | 警察署 | 警視庁田無警察署 交通課長 |
| ^{マルヤマ} 丸山 ^{ヤスヒロ} 泰弘(※2) | 消防署 | 東京消防庁 東久留米消防署 警防課長 |
| ^{ハセガワ} 長谷川 ^{シンイチ} 新一(※3) | | |
| ^{オサダ} 長田 ^{ユウタロウ} 裕太郎 | 鉄道事業者 | 西武鉄道株式会社 鉄道計画課長 |
| ○ ^{オハラ} 小原 ^{フユキ} 延之 | 道路管理者 | 東久留米市 都市建設部長 |
| ^{ヤマシタ} 山下 ^{トモコ} 知子 | 自転車等利用者代表 | 公募により選出 |
| ^{ナガフチ} 永渕 ^{ミツコ} 充子 | 自転車等利用者代表 | 公募により選出 |

※1：東久留米市自転車等の放置防止に関する条例施行規則第19条第2項に基づく

※2：平成29年9月30日退任

※3：平成29年10月1日任命

任 期 自：平成28年5月25日

至：平成30年5月24日

◎ 会長

○ 副会長